



学校健診の評価と改善に向けた試み

～結果の活用に重点を置いた学校保健の再構築～

1. 定期健康診断の意義と役割

学校における定期健康診断は、教育活動の一環として児童生徒の健康の保持増進を図るために実施されている。その目的は家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るにあたり支障があるかどうかスクリーニングを行い、すみやかに保護者及び医療機関につなげ、適切に事後措置を行うことである。児童生徒の健康状態を把握し、適切な支援につなげる学校の健康診断は、法律とそれに基づく省令・通知により義務付けられ、具体的な検査項目や活用方法も定められている。

学校教育法	第12条
学校保健安全法	第1条(目的) 第13条(健康診断の実施義務) 第14条(健康診断結果の活用)
学校保健安全法施行規則	第5条(健康診断の実施時期) 第6条(健康診断の検査項目)
その他	「児童生徒等の健康診断マニュアル」(日本学校保健会)「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について」(文部科学省事務連絡)

2. R6までの健康診断とその課題

1 各校毎の健康診断

- 地区実施による準備業務の合理化
- 6校の内容の均一化(パッケージ化)による効率と事後措置(心臓・尿)
- 担当医の負担軽減による健康相談の充実

2 教職員業務配分、児童生徒の負担、学校行事・授業負担

- 準備等に係る時間・人員
- 教員の業務配分の適正化
- 児童生徒の学習活動の負担軽減
- 計画的な学校運営

3 事後措置の課題

- 治療勧告通知時期
- 医療機関受診までの期間
- 保護者と学校の役割分担

4 新学期の安全の確保

安定した保健室経営

- 新学期の学級経営に係る時間確保
- 要管理業務・緊急体制整備
- 一学期宿泊学習等の安全体制整備
- 保健室開室時間の確保

3. 一斉健診までのプロセス及び視点

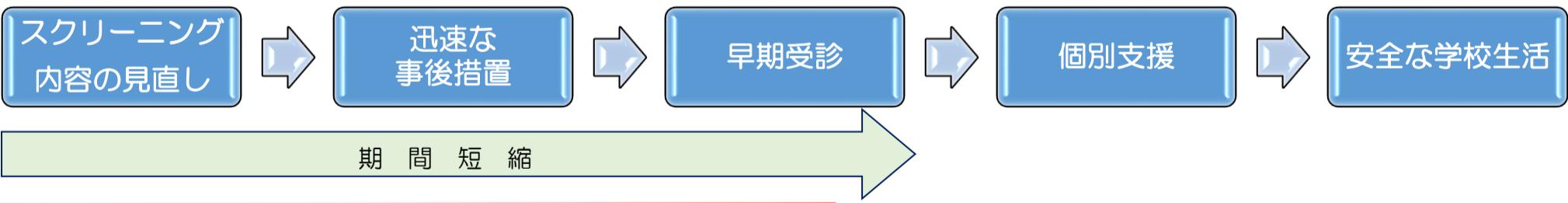
【一斉健診までのプロセス】

情報収集開始から一斉健診の実施に至るまで、約2年間を要した。健診業者、他校の養護教諭、附属学校課、財務課、管理職、養護教諭など多様な立場の方と相談しながら、実現に向けて連携をした。プロセスの中で、健康診断及び事後措置の意義、持続可能であるか、安全な実施のあり方、学校教育活動への影響など様々な視点に立って、定期健康診断について検討した。



【一斉健診の視点】 健康診断=スクリーニング → 一次健診は極めて重要

- 一次健診はスクリーニングが主体であり、診断を目的とするものではなく多数の健康な者の中から、疑いのある者を効率よく選び出すことである。
- 簡単、便利、安全で被験者に負荷が少ないと、信頼性の高い方法であること



4. 今後の研究計画

- 従来の形式の健診から一斉形式の健診へ変更したことによる効果測定(教職員、養護教諭、保護者)
- 健診結果と健康管理評価(心臓健診・尿検査における対象者数及び事後措置の経年的変化)

